

## 別添様式2

## 学 則

1 事業者の名称及び所在地	医療法人社団青藍会 〒753-0813 山口県山口市吉敷中東1丁目1-1
2 研修事業の名称	ヘルパー初任者研修(通信)
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 ( 通学 ・ <b>通信</b> )
4 開講の目的	高齢者や障害者等が安心して質の高い介護サービスが受けられるように、実践的な知識と技術を備えた介護職員を養成することを目的とする。
5 受講対象者(受講資格)及び定員	受講対象者： 介護職員等を志す方 定員： 24名
6 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	募集方法：法人ホームページ、新聞広告、地域広報誌への掲載 募集開始時期：平成30年8月20日 申込方法：法人ホームページまたは法人受付の申込用紙により申込（先着順で受講決定） 本人確認：受講者の本人確認として、次の1)～8)のいずれか1つの提示によって、初回受講時に本人確認を行う。 1) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票 2) 住民基本台帳カード 3) 在留カード等 4) 健康保険証 5) 運転免許証 6) パスポート 7) 年金手帳 8) 運転免許以外の国家資格を有する場合は、その免許証または登録証
7 研修参加費用	50,400円 (内訳) ・受講料 45,000円 ・テキスト代 5,400円(税込)
8 解約条件及び返金の有無	研修参加費用支払い後の返金はいかなる場合もできないものとする。
9 研修カリキュラム	別添様式11-2のとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	講義・演習会場：みづほビル 2階 2-D 〒753-0813 山口県山口市吉敷中東1丁目2-6 演習(入浴のみ)会場：ハートホーム山口 4階 展望浴室 〒753-0813 山口県山口市吉敷中東1丁目1-2
11 担当講師	別添様式3「講師一覧」のとおり
12 実習施設	実習は行わない。

13 使用教材（テキスト） (副教材も含む)	中央法規出版(株) 介護職員初任者研修テキスト1・2(DVD付き) ・通信課題 ・質問用紙 ・修了試験問題
14 科目免除の取扱い	科目的免除は行わない。
15 通信形式の場合  その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	添削指導及び面接指導の実施方法： 受講生には提出回に「通信課題」の提出を求め、受講生個々の内容理解の状況を確認し、理解不十分な点を重点的に指導する。講義後に必要に応じて質疑応答の時間を設ける。 また、理解状況が基準に達しない場合は、再度通信課題の提出を求める。 評価方法： 採点結果を各提出回の次の通学日に講義会場にて返却する。 通信課題が不合格の場合は、合格点に達するまで再提出を求める。 認定基準： 100点満点中、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。 自宅学習中の質疑等への対応方法： 受講者は解らない箇所が発生した場合、質問用紙を郵送、またはFAXにて担当者へ送付する。担当者は回答を記入後、質問した受講者へ郵送により返送する。
16 研修修了の認定方法	研修の全課程を修了し、通信課題が認定基準に達し、修了評価試験を適正に修了した者を介護職員初任者研修修了者として認定する。 介護技術の習得については各講義担当講師により適宜評価を行う。 修了評価試験については35点満点とし、24点以上（7割以上）の正答の場合に修了時に到達すべき水準に達したとみなす。24点未満の場合は別途面接指導を行い、再度修了評価試験を実施し合格点に達するまで指導を行う。
17 欠席者の取扱い（遅刻・早退の扱い含む）	理由の如何にかかわらず、各科目について15分以上の遅刻・早退者については欠席とみなす。
18 補講の取扱い (実施方法及び費用等)	5科目までの欠席については補講を実施し、受講修了者と同等の知識・技術が得られ、修了評価試験を適正に修了した者を研修修了者と認定する。 補講費用は1科目につき5,000円とする。
19 受講の取消	次に該当する者は受講を取り消すことができるものとする。 1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 2) 研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者 3) 受講態度等、講師や指導員の注意によっても改善が見られない者 4) 欠席が6科目以上となる者
20 受講者の個人情報の取扱い	業務上知り得た受講者の個人情報については外部に漏らすことがないようにする。 なお、研修修了者名簿は山口県知事に報告され、管理されるものとする。
21 研修事業執行担当部署	研修事業執行担当部署：

及び研修責任者	医療法人社団青藍会 研修センター 研修責任者： 研修センター長 小田村 滋
22 その他研修実施に係る 留意事項	この学則に定めのない事項で必要であると認められる場合は、別に定め る。